

止水板設置費補助金制度について

市内における建築物等の浸水被害の軽減を図るため、止水版の設置及び関連工事を行う住宅、店舗、事務所等の所有者又は使用者に対し補助金を交付します。

1 補助事業

- (1) 止水板の設置工事
- (2) 止水板の設置と一体として行う関連工事
- (3) 止水板製品の購入

止水板とは

建物の出入口等に設置することで台風や集中豪雨時の浸入水を防ぐ板のことで、耐水性能を持つ材質で、取り外し可能なものです。

2 補助事業対象者

市内における浸水被害が発生した区域又は発生のおそれがある区域において、補助事業を行う建築物等の所有者又は使用者が対象となります。

ただし、次に該当する方は除きます。

- (1) 売買を目的として所有している建築物等に補助事業を行う方
- (2) 市税を滞納している方
- (3) 建築物等の新築又は増築に伴い、補助事業を行う方
- (4) 国、埼玉県又は市から他の制度による補助を受けて補助事業を行う方

3 補助金の額

補助事業に要した経費の2分の1以内とし、50万円を上限とします。

ただし、建築物等1棟につき1回に限ります。

4 申請方法

事前相談から交付までの流れ	
① 安心安全課へ事前相談	止水板の導入前に当課までお気軽にご相談ください。
② 見積書の徴取	購入または工事内容を決定し、業者から見積書を徴取してください。
③ 交付申請書等の提出	購入または工事の着工前に、止水板設置費補助金交付申請書（様式第1号）と添付書類をご提出ください。（P3参照）
④ 交付決定通知書の受領	書類審査後、当課から止水板設置費補助金交付決定通知書を郵送いたします。
⑤ 購入または工事の施工	交付決定通知書が届きましたら、見積書を徴取した業者にて、購入または工事を行ってください。
⑥ 完了報告書の提出	購入または工事の完了後、止水板設置費補助事業完了報告書（様式第8号）と添付書類をご提出ください。（P3参照）
⑦ 補助金確定通知書の受領	書類審査後、当課から止水板設置費補助金確定通知書を郵送いたします。
⑧ 補助金請求書の提出	補助金確定通知書が届きましたら、止水板設置費補助金請求書（様式第10号）をご提出ください。
⑨ 補助金の交付	補助金請求書の提出から約1か月後、ご指定の口座に補助金をお振込みいたします。

5 必要書類

作成時期	必要書類
工事着工前	1 止水板設置費補助金交付申請書（様式第1号） 2 添付書類 (1) 設置場所の案内図 (2) 設置場所施工箇所図 (3) 設置場所の位置図、平面図及び構造図 (4) 設置場所の現況写真 (5) 見積書の写し (6) 納税証明書等市税を滞納していないことを証明する書類 (7) 土地及び建築物の登記事項証明書 (8) 止水板設置承諾書（様式第2号） ※ 申請者と所有者が別の場合に限ります。
工事中	1 止水板設置費補助金交付変更承認申請書・中止届出書（様式第5号） ※ 申請の内容を変更する場合、又は補助事業を中止する場合に申請してください。
工事完了後	1 止水板設置費補助事業完了報告書（様式第8号） 2 添付書類 (1) しゅん工図（平面図、立体図、設置図、構造図等） (2) 工事写真 (3) 領収書の写し
補助金確定後	1 止水板設置費補助金請求書（様式第10号）

お問合せ

桶川市 環境経済部 安心安全課

〒363-8501

桶川市泉1丁目3番28号

電話：048-788-4926（直通）